

国立大学法人広島大学入札監視委員会定例会議議事概要

開催日及び場所	令和 6年10月 28日(月) 14:30 ～ 15:10 広島大学東千田キャンパス 総合校舎A棟3F A304中会議室	
委 員	委員長 清水 齊 (大学教授) 委 員 井上 周子 (弁護士) 委 員 小早川 幸三 (公認会計士・税理士) 委 員 苅屋田 史嗣 (本学監事)	
審議対象期間	令和 5年 4月 1日 ～ 令和 6年 3月31日	
抽出案件(合計)	3 件	(備考)
工事(小計)	2 件	今回の審議対象期間においては、 再苦情の申立て及び同審議依頼は なし
一 般 競 争 (政府調達協定対象工事)	0 件	
一 般 競 争 (上記工事を除く)	2 件	
公募型指名及び 工事希望型競争	0 件	
通常指名競争	0 件	
随 意 契 約	0 件	
設計・コンサルティング業務	1 件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申、 又は勧告の内容	別紙のとおり	

質 問	回 答
1. 案件の抽出について ・清水委員長の抽出した3案件について了承が得られた。 ＜今回の抽出条件＞ ・工事2件(建築工事1件, 設備工事1件)と設計1件を抽出 - 抽出基準 - 案件(1)入札参加者が複数, 契約金額が大きい建築工事 - 案件(2)入札参加者が複数, 契約金額が大きい設備工事 - 案件(3)入札参加者が複数 2. 案件の審議について 案件(1) 【広島大学(東広島)生物生産学部講義管理棟C改修工事】 ・資格審査で4者のうち1者が建築一式工事の認可がないにもかかわらず応募し欠格となっているが, このように資格が無い者でも応募してくることがあるのか。 ・企業の施工能力について, 同種工事の施工実績は過去15年遡って審査対象としているが, 工事成績は過去2年度, 4年度と比較的新しい。実績について過去15年遡るのは古すぎるようにも感じるが, どのような意図によるものか。 ・15年前工事ができたとしても, 今できる技術があるとは限らないのではないか。 ・大きな金額が変更契約により増額されているが, どのような内容, 経緯によるものなのか。 ・別工事として新たに入札を実施しないのか ・2者が入札し, うち1者は最低基準価格に達しなかったということか。 ・最低基準価格はあらかじめ公表しているのか。 ・結局どちらが落札したのか。 ・なぜその者が落札したのかは, 評価結果一覧のとおりになったということか。 ・結局, より安価な入札価格で決まったということか。 ・評価結果一覧の点数はなにか影響するのか。	・非常に稀である。 - 今回欠格となった業者は電子入札での参加が初めてではなく, 機械設備工事では過去何度も応募しており, なぜ応募してきたのか不明である。 ・施工実績としてCORINSに登録済みであることを求めているが, CORINSは官庁工事の実績であるため, 案件数が非常に少ない状況である。逆にCORINS登録の条件を外すと門戸が広がりすぎてしまう。また, CORINSには審査に必要な情報がひととおり掲載されているが, 民間工事の場合, 確認すべき書類が提出する業者によって異なるため, 審査の負担が大きくなる。 ・申請条件として, 文部科学省の競争参加資格を求めているが, これは2年おきに更新されている。等級の決定では完工高の影響が大きいので, 実績の裏付けになると考える。 ・今回の案件は改修工事であり, 生物生産学部と協議し, 変更契約をおこなったものである。なお, 本改修の電気工事, 機械設備工事については変更契約を実施していない。 ・工事を進めていくなかで, 例えば新たに壁の取り壊しが必要となった, というような変更の必要が生じてきたものもあったため, それに併せて変更契約として実施したものである。 ・1者が最低基準価格を超過し, 1者が下回った。 ・公表していない。 ・低入札価格調査を行った結果, 最低入札基準価格を下回った者が落札した。 ・入札結果については入札結果一覧にあるとおりである。 - 最低基準価格を超過した業者は予定価格も超過しており, 1回目の入札時点で落札できていない。 ・そのとおりである。 ・例えば同額での入札であった場合, より評価点の高かった者が落札となる。

質 問	回 答
・基本的には入札資格を充足していれば、まずは入札価格で比較するということか。 ・競争参加資格審査一覧表の工事成績(過去2年度)が点数化されているが自己申告によるものか、それとも大学で評価しているものか ・工事成績については公共工事だけでなく民間工事もふくまれるのか ・工事成績の点数は誰がどのようにつけるのか。 ・施工業者側は点数を知ることができるのか。 ・落札業者以外の応札者は、配置予定技術者の過去4年度の成績がなかったため0点ということか。 ・「72点未満」「実績なし」は0点、「65点未満」は欠格となるようであるが、65点未満の悪い成績よりも実績がないほうが良いということか。 ・提出しない、という選択肢もあるのか。 ・65点未満で成績が悪いから出さない、ということもできるのか。 ・工事成績に対する評価の点数は、評価者によって考えながらつけられたものでなく客観的(機械的)に算出されたものか。	・概ねそのとおりである。 ・点数が記載された工事成績評定通知書の提出により確認する。 ・公共工事のみである。 ・工事が完了すると公共工事の発注機関が成績をつける。本学についてはそれを文部科学省のシステムへ登録している。 ・点数は知ることができる。業者側へは工事成績評定通知書が渡される。 ・そのとおりである。 ・そのとおりである。 ・申請された資料を基に審査を行う。文部科学省以外の発注機関の成績は分らない。 ・65点を下回る工事は、何らかのペナルティを受けている可能性が高いため、提出しないで隠すことは難しいと思われる。 ・そのとおりである。
案件(2) 【広島大学(東広島)産学官共同研究棟新営電気設備工事】 ・競争参加資格審査一覧表に業者名等の記載がなく、項目の一部しか記載がない列があるがどうか。 ・配置予定技術者が3名提出された場合には、資格や成績によっては評価点が変わる可能性があるが、評価点が一番低い者を採用するのか。 ・配置予定技術者を複数名提出した企業としては、この時点では配置予定技術者をまだ決めかねているということか。 ・当初契約を締結し、すぐに変更契約をして工期が1年延長されているが、当初からその予定であったのか。 ・年度を跨ぐ工事契約の場合は、いつも同様の処理を行っているのか。 ・実際の着工はいつだったのか。完成はいつか。	・配置予定技術者を3名提出してきたためにこのような記載となっている。 ・そのとおりである。 ・そのとおりである。 ・予算年度との兼ね合いで工期を3月31日として契約したものであり、繰越協議を行い、繰り越しが認められたのち、契約変更を行い、工期を延長したものである。 ・予算の種類による。本件のように年度を跨いでいない予算であれば本件のような手続きをとることになる。 ・着工は令和6年3月20日である。完成は令和7年3月22日の予定、現在工事中である。

質 問	回 答
・総合評価落札方式における加算点の評価結果表に記載の加算点は、今回の入札ではどこに関係してくるのか。点数に関係なく基本的に金額で決まるのか。 案件(3) 【広島大学(サイエンスパーク)産学融合拠点施設棟新営設計業務】 ・提出要請者選定・技術提案書評価表にある「課題についての提案」に課題1、課題2とあるが2つの課題はどのような内容か。 ・課題は案件ごとに異なるのか。 ・課題の評価について、5段階で「普通」といっても人によって変わってくるように思うが判断基準はあるのか。 ・評価する方が4名いるが、評価前に委員が協議することはあるのか。 ・「業務の実施方針」の部分で委員の評価が2段階異なるような、評価の差が大きい項目もある。委員によって視点が違うため1段階違う程度なら理解できるが、2段階違うと視点の統一性がどうなっているのか、どこまで主観的なものになっているのか、どのような評価の仕方になっているのか。 ・同じ技術系職員の委員間でも評価のばらつきがあるようだが。 ・委員に教員が含まれているが、大学の教員に依頼するかどうかは案件ごとに委嘱の判断をしているのか ・工事の入札では入札価格も判断材料であったが、設計については課題への対応力等を評価して相手を絞り込む方法が一般的な方法なのか。	・総合評価落札方式であるので、落札者は評価点と入札価格とで算出された得点により決まる。本件は施工体制確認型であるので、開札後、施工体制確認後に加算点を追加し、評価点が確定する。最低入札金額で必ず落札者となるわけではなく、例えば、入札価格が安すぎて最低基準価格を下回ったときには、その入札者には加算点が入らず、点数が逆転して2番目の金額であった入札者が落札することもある。 ・1つは省エネなどシステムに関する課題、もう1つは建物の特異性を考慮した課題としている。 ・そのとおりである。 ・省エネについての課題であれば、例えば「温度を何℃にする」といった提案なら、それは一般的で既製品で実現している内容であるため、「普通」という評価となり、数値的な課題で「22-23℃に設定する」としているところを「25℃」の提案であれば「劣る」という評価となる。建物の特異性についての課題であれば、本件は自動車関連の研究施設であるため、特殊な防音装置の部屋などがあるので、新技術などの提案があれば高評価となり、単に壁を厚くしただけのような提案であれば「普通」という評価となる。 ・事前の協議はおこなっていない。 本件では各委員の専門性が異なっているため、それぞれの専門分野の技術的視点で多角的評価を行っている。 「業務の実施方針」の部分については、教員の委員と技術系職員の委員という立場の違いから評価視点が異なることがあるかもしれない。 ・本件は結果的に開きが大きくなったようである。 ・本件の教員の委員については年間で委員をいただいている教員である。案件によっては専門の教員を委員に加えることがある。例えば橋梁改修の案件では橋梁の専門の教員に委員を追加で委嘱した。 ・1つの手法である。会社の実績や配置予定技術者の能力等の審査を通過したところに、課題等を評価し、能力の高いところを特定する。相手を特定後、金額が折り合わなければ2番手、3番手へと移ってゆくことになる。

質 問	回 答
・7者から5者に絞り込んでいるが、初めから5者選定するという意図があって行ったものか。 ・職能・分野別に評価を行っているが、例えば「総括技術者」と「意匠設計者」は同一人物であっても評価可能か。 であれば、電気設備・機械設備についても1名ずつ必要か。 ・発注を分けてしまうと、効率が悪く、「ちゃんとしたもの」ができないような印象を受ける。工事では分離発注が一般的で、建築工事の受注者が全体のコーディネートを担当することが多いが、設計の分離発注のケースにおいては、どちらかが主導権をとるようなことはあるのか。 ・本件は包括発注であるが、その場合でも電気設備・機械設備は1名ずつの技術者、2名の技術者が必要となるのか。 3. 意見の具申又は勧告について ・意見の具申・勧告はなしとする。 4. 議事録の確認について ・(清水委員長)本日の議事録を事務より送付する。 了承を得たのち広島大学HPに公表する。 5. その他 ・次回の委員会は令和7年9月頃に開催することが了承された。 ・次回の審査対象期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日の1年間とすることが了承された。 ・次回の案件抽出は引き続き委員長が担当することが了承された。	・予め選定者数を決めていたわけではなく、評価点の乖離の大きいところで線引きし、選定を行ったものである。この時点では技術提案ではなく、実績や技術者の能力等が審査対象であるので、ここで点差が開くということは、基本的な要件が足りていないという判断である。 ・それぞれに人選が必要である。 本件は規模が小さいため建築設計と設備設計とを包括的に発注した。本来であれば分かれている。工事、設計ともに分離発注を原則としている。 ・分離発注の場合、コーディネート、調整は施設部が行うこととなる。 ・そのとおりである。 その技術者は協力会社からでもよい。